

# 川辺川ダム緊急放流を想定した資料を廃棄

## 山本県議の開示請求に「存在しない」 国交省

国交省は、新たに建設する川辺川ダムが「緊急放流」をおこなう事態について試算しておきながら、山本県議の情報開示請求を拒否し、その資料を廃棄していたことが明らかになりました。

昨年12月18日の第2回球磨川流域治水協議会に先立ち、国交省は出席者である流域市町村長ら関係者に

対し、仮に昨年7月豪雨の一・三倍の雨が降った場合にはダムが緊急放流に移行することを示す資料を配布していました。ところが協議会当日に配布された資料には緊急放流の資料は

なく、そのため山本県議は国交省に対し資料の開示請求を行なっていました。国交省の回答はただ「資料は存在しない」とのことでしたが、その後国交省は、資料を廃棄したことを明らかにしています。どのような事態に緊急放流となるのか、下流域住民にとって極めて重要な資料を隠ぺいする国交省の対応は重大です。

## 厚労省が緊急小口資金貸付で事務連絡 各県に適切な運用への確認求める

厚生労働省は、コロナ特例の生活福祉資金（緊急小口資金）について3月23日、「制度の趣旨に照らして不適切な運用が行われている」として、各都道府県に事務連絡を出しました。

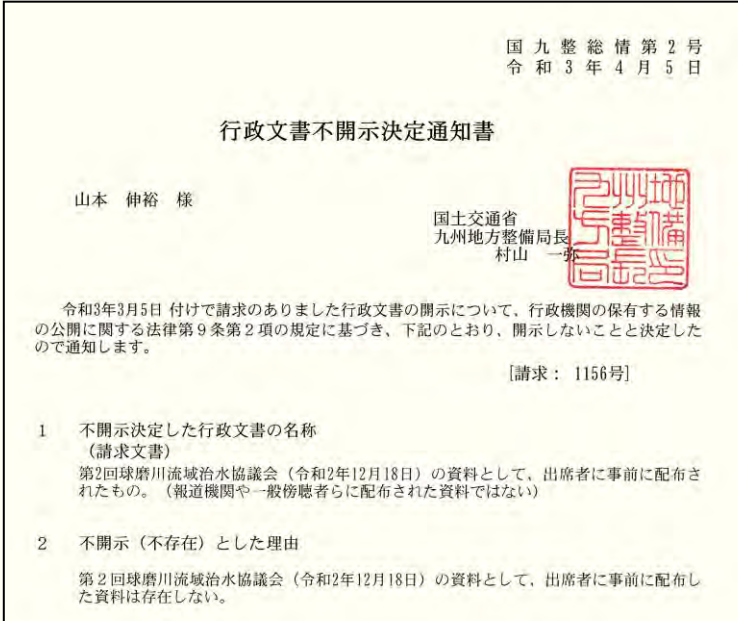
そこでは、「償還能力を厳密に審査し、厳格な貸付を行っているかないか」「貸付の債務を償還中であること等をもって機械的に貸付の可否を判断していないか」などの事項を例示

し、各都道府県に対し、適切に運用されているか確認するよう求めています。

こうした事務連絡を国が出さなければならなくなったのは、貸付の審査段階において、どんなにコロナ禍で申請者が生活困窮に直面していようと、冷酷に不承認にしている事例が続出しているからだと思われれます。

熊本県社協においても、貸付を認められなかった方々からの相談が後を絶ちません（写真は4月9日、県社協に不承認の理由説明を求めて交渉）。

申請者の生活実態に寄りそった運用改善が進むよう、県の役割発揮が求められます。



山本県議の開示請求に対し、資料の存在を否定した国交省の回答

# 介護崩壊の危機から国民の命を守って

## 県民医連の要請に山本県議も同席

熊本県民主医療機関連合会（熊本県民医連）は4月23日、熊本県に対し、「介護崩壊から国民の命を守るための要望書」を提出しました。山本のぶひろ県議も同席しました。県民医連が県内の介護事業所に対し行なった、新型コロナウイルスによる影響についてのアンケート調査結果では、先を見通せない感染リスクとのたたかひの中で、事業所も従業員も疲弊している実態が浮き彫りになっています。

要望書では、感染症対策を行なう事業所に対する支援の拡充、介護報酬の増額を国に求めること、介護従事者の処遇改善など求めています。



介護の危機打開へ、申し入れを行う山本のぶひろ県議ら（左端）



県社協との交渉に超党派で同席（4月9日）



熊本地震から5年 「着実に復興進んでいる」というが…

# コロナによる 困難も追い打ち いまでも続く被災者の苦悩

くらし・なごみ・復興こそ最優先  
**被災者本位の復興を**

二度にわたる震度7の激震に見舞われ、甚大な被害が生じた熊本地震から5年の年月が経過しました。蒲島知事は「熊本地震から5年」のビデオメッセージで、「この5年間で、被災された方ほとんどが住まいや生業を再建されました」、「ぜひ皆さまにも熊本にお越しいただき、目に見える形で『創造的復興』が進んだ今の姿をご覧いただきたい」と呼びかけています。

しかし被災者の暮らしやなりわいの再建は、決して順調に進んでいるわけではありません。むしろ再建途上にコロナ禍に見舞われ、一層の困窮に苦しめられる被災者の実態があることを、熊本県や知事は目を背けることなく直



益城町の仮設入居者が集約された木山仮設団地

視すべきです。

コロナ禍が追い打ち  
つくる不安や生活苦

## 価格下落に苦しむ農漁業者支え 生活困窮者への食料支援に

山本県議、農水常任委で県に提案

コロナ禍のもと、収入が激減するなど生活困窮が広がる中で、ボランティアの皆さんが熊本市などで食料支援会を繰り返し行い、多くの方に喜ばれています。一方、外食やインバウンド減少により需要が減少し、販売価格が下落したり出荷ができず維持費がかさむなど、農漁業者、関連業者の苦悩が広がっています。

山本のぶひろ県議は4月20日の農林水産常任委員会において、熊本県が県産トマトを食料支援会に協力したことが大変喜ばれたこと、富山県ではお米券を生活困窮者に支給していることなど紹介し、「こうした支援策は生産者にも困窮者にも喜ばれる。ぜひ県としてもさらなる支援策の拡充を」と提案しました。



青年・学生らの実行委員会が開催した食料支援会には、バイトが減り苦しむ多くの学生が参加

## 無料法律相談会のお知らせ

日時 5月31日(月) 13時30分から  
※日程が変更になりました。ご注意ください。  
場所 山本のぶひろ生活相談所  
(中央区渡鹿5丁目19-7)  
弁護士 久保田紗和さん(熊本中央法律事務所)  
事前の予約が必要です。お問合せは362-5181まで。

## 再開発事業が 住まい再建の壁に

いつぼう、甚大な被害に見舞われた益城町の中心部は、土地区画整理事業や県道四車線化事業が進められています。これが自宅再建への思わぬ「壁」となっています。用地交渉が進まないために自宅再建が進まず、多くの住民がいまだ仮設住宅での暮らしを余儀なくされています。もとの場所での再建をあきらめ、移転を決断する方も現れています。県は地元住民の意見や要望に丁寧に耳を傾け、弾力的に計画を見直すべきです。

被災者の不安や生活苦が広がっているだけに、国・県は市町村が被災者見守り活動を継続できるように支援すべきです。再開発事業の見直しや、被災者に対する支援策の拡充を、ぜひ県としてもさらなる支援策の拡充を」と提案しました。